

## いきいき茨城ゆめ国体東海村協賛取扱要項

### 1 目的

この要項は、いきいき茨城ゆめ国体及びリハーサル大会（以下「大会」という。）における企業等からの協賛の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 協賛の内容

- (1) 協賛は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品その他大会の運営に要する用具等について受け入れるものとする。
- (2) 協賛者が資金による協賛を申し出たときは、その資金を(1)の用具等の中から必要なものに充て、当該物品を協賛物品として受け入れるものとする。

### 3 協賛への対応

- (1) 協賛は、いきいき茨城ゆめ国体東海村実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (3) 協賛の受け入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領証明書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (4) 協賛物品の搬入、据付け、撤去等に要する費用が必要な場合は、原則として、協賛者の負担とする。

### 4 協賛として取扱わないもの

次の各号のいずれかに該当するものは、協賛として受け入れない。

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令、公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 政治活動、宗教活動等に関係するものと認められるもの
- (4) 個人の氏名を宣伝するものと認められるもの
- (5) 東海村暴力団排除条例（平成24年東海村条例第2号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員等にあてはまるもの

(6) その他実行委員会が適当でないとするもの

5 協賛の表示

(1) 協賛物品には、協賛者の意向に応じ協賛の表示をすることができる。ただし、協賛物品に直接表示することが適当でない場合は、その他の方法により表示するものとする。

(2) 前号の規定により表示をする場合は、協賛者の広告宣伝等が必要以上に強調されないよう留意する。ただし、既存製品の提供の場合を除く。

6 協賛への謝意

実行委員会は、協賛の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状その他の方法により謝意を表するとともに、必要に応じてホームページ等にその旨を掲載するなど、周知に努めるものとする。

7 協賛の受入れ期間

協賛の受入れ期間は、平成31年8月31日までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。